

弓道稽古のガイドラインV

埼玉県弓道連盟

令和3年11月3日

埼玉県弓道連盟では、現在、令和2年11月に通知した「道場開館にともなう弓道稽古のガイドラインⅣ」に基づく稽古を行っています。

令和2年春からの新型コロナウイルス感染症の流行は私たちの生活を一変させましたが、令和3年10月以降は新規感染者数も減少し、日常が回復しつつあるようにも見えます。依然として第6波への警戒や基本的感染症対策の徹底も呼びかけられていますが、埼弓連ではこの間の経験を踏まえて「With コロナ」のもとでの稽古や事業のあり方を考えるためにガイドラインの一部改定を行うことといたしました。

もちろん今回のガイドライン改定は稽古や事業展開に関して感染症対策を緩和するものではありません。各支部・各道場においては趣旨をお汲みいただき、引き続き感染症対策に最大限つとめていただきたいと思います。(変更部分は赤字で記載してあります)

なお、感染状況の変化によっては、今後も埼弓連からの通知等に基づき各支部・各道場での事業及び稽古の中止等の措置を行っていただくことがあります。

【 基本原則 】

- ・埼弓連主催の競技会・講習会・審査会については全弓連の方針に沿って埼弓連常任理事会・理事会で決定する。決定内容は支部・各連盟に通知する。
- ・稽古は各施設で定める利用方法に沿って行うことを原則とし、あわせて以下の点にも留意して行う。
- ・所属道場での稽古はコロナ禍で作成し実践している道場ごとの練習方法に沿って行う。
- ・各自が所属する道場での稽古が十分に行えない状況がある場合は、他の道場での稽古も可とする。ただし、当該道場が道場の広狭、会員数、地域の感染状況等の理由で他の道場所属会員の稽古が難しいと判断する場合は、その判断を尊重する。他道場で稽古を行う場合には、当該道場での練習方法を厳守し、利用制限人数を超える場合には各道場に所属する会員の稽古を優先する。
- ・埼玉県立武道館での個人利用の稽古を可とする。稽古においては埼玉県立武道館で定めたルールに従うこと。
- ・大宮公園弓道場の利用は可とするが、利用人数は密が発生するおそれがない（ソーシャルディスタンスを保てる）人数とし、参加者名簿を作成する等の施設が定めた利用方法を遵守する。

- ・現在、所属道場が改修工事等で使用できない連盟は、支部長と協議し、その上で定められた道場を使用する。
- ・以下に該当する者は稽古を行わない。
 - ① 体調がよくない場合（発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、味覚障害などの症状がある場合）
 - ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ③ 過去 14 日以内に外国から帰国した場合
 - ④ 「過去 14 日以内に外国から帰国した方」と濃厚接触がある場合
- ・稽古を行う場合は道場に備え付けるノートに、氏名、連絡先（電話番号）、稽古を行った日時を記録する（記載された個人情報はある場合は保健所等に提供される）。
- ・稽古を行った後に感染が判明した場合、当該会員（本人からの連絡が難しい場合は同居家族等連絡ができる者）はただちに所属道場責任者にその旨を伝える。所属道場責任者は必要な情報を埼玉連会長、施設管理者、所属支部長、保健所に伝える。
- ・稽古を行った者の中から感染者が出た場合には、ただちに道場での稽古を中止する。
- ・感染者が出た場合のその後の処置（消毒、再開時期の決定等）については、保健所及び施設管理者の指示に従う。

【 道場利用方法 】

各道場においては、道場の広狭、会員数等を考慮しながら三密の状態が発生しないように道場利用方法を定める。その際、以下のような点を考慮する。

- 1、施設と協議した上で利用制限人数を定める。
 - （施設の了解が得られる場合は利用制限人数を増やすことも可とする）
 - （的間隔はできるだけ 1.8メートル以上を保つ）
 - （利用制限人数を超える利用者が来場した場合は、後から来た者が練習開始時間を遅らせる等の配慮をする）
 - （他の道場からの利用者がいる場合は、当該道場所属の会員を優先する）
- 2、週あたりの道場利用回数は各道場の状況に応じて定める。
- 3、1日を午前・午後・夜間と分けるなど、利用者の利用時間調整を行う。
- 4、一人の1日あたりの利用時間は道場で密が発生しない程度とする。
- 5、練習を行う場合はノートに、氏名、連絡先（電話番号）、練習時間を記入する。
- 6、手洗い場には石鹸を用意する。タオルは設置せず各自が持参する。
- 7、できれば道場内にアルコール消毒液を用意する。

以上の点を組み合わせた利用方法を決め、会員に周知する。(掲示も行う)

【各支部・各道場での事業展開について】

各支部、各道場での事業実施については、以下の点をふまえて支部、道場ごとに可否を判断する。

- ① 施設の定めるガイドラインに沿った計画を立てる。
- ② 事業を行う際の手引きを作成し、各会員の理解を得て計画を立てる。
その際、埼玉連で定めた各手引き（「コロナ禍における弓道教室の手引き」
以外は令和3年11月以降に改訂版を順次通知する）を参考にすること
- ③ 控室、更衣室等を含め、三密を避けることができる人数で行う。
- ④ 参加者の健康観察（検温等……申告を含む）を行い、参加者名簿は1ヶ月保管する。
- ⑤ 主催者は参加者の中から感染者が発生した場合の対応を事前に確認しておく。
- ⑥ 初心者教室（弓道教室）開催にあたっては、「コロナ禍における弓道教室の手引き（令和2年9月20日）」を参考にすること。

【事業参加及び稽古を行う際の留意点】

- 1、家で着替えてくることで更衣室を利用しなくて済むようにする。
- 2、出入口、窓を開放した状態で稽古を行い、不必要に道場内の各所に触らないようにする。
- 3、マスクを持参し、控えではマスクを着用することを原則とする（当日の気温・湿度等により健康に配慮して実施する）。夏季稽古の際には熱中症に注意してマスクをはずしての稽古も可とする。
- 4、指導を行う場合には密が発生しないように配慮し、指導者はマスクを着用し、離れた場所から口頭で行うことを原則とする。
- 5、必要以外の会話は行わない。
- 6、他人の私物・弓具に触らない。（筆粉・ギリ粉は共用しない、矢取りは各自が行う）
- 7、初心者であっても弓具を共用しないようにする。
- 8、練習開始前後には手洗い・うがいを行い、以後も矢取などの機会にこまめに行う。
- 9、稽古中に限らず、準備・片付け等においても三密を避けることを心掛ける。
- 10、的張りの回数をできるだけ少なくするため、まとめて行う等の工夫を行う。
- 11、ゴミは各自が持ち帰る。
- 12、矢拭きタオルは、毎日交換する。

13、行射と行射の間に待機する場合は、相互の間隔を十分にとる。

危機管理の基本は「最も大切なものは何かを考え」、それを守るために「原則を遵守し」「情報を共有」することです。コロナ禍 (With コロナ) のもとでの生活が当分続くと考えれば、様々な面での「緩み」が出ることも予想されます。会員同士の連帯と協力で大事な命 (健康) と弓道の世界を守り、未来へ続く一歩を歩んでいきましょう。

迷った時には必ず支部長・道場責任者と相談し、必要に応じて県連への連絡も行って下さい。

コロナ禍における弓道教室の手引き

埼玉県弓道連盟
令和2年9月20日

はじめに

埼玉弓連会員以外の方を対象とする弓道教室では、参加する講師・教室生が弓道教室での感染リスクを具体的に知って行動すると同時に、万一の際の対応に万全を期すことが必要です。そのため、弓道教室を開催する際に特に留意すべき点を確認するため、この手引きを制定します。

弓道教室では初心者への指導という特性から、人と人の距離が近くなります。つまり、弓道教室では他の事業に比べてもソーシャルディスタンスを保つことが難しい状況が生まれます。このことは弓道教室は通常の弓道稽古（講習会・審査会・競技会等を含む）以上に感染リスクが高いということを示しています。このことを十分に理解した上で地域の感染症拡大状況を考慮しながら弓道教室を開催するか否かの判断を慎重に行い、開催する場合には通常の稽古時以上にリスクを最大限避けるための方策をとることが必要です。

各道場で弓道教室を行う場合は、地域の感染症拡大状況、各道場の特徴等に留意しながらこの手引きを参考にして独自の手引きを作成して下さい。

なお、弓道稽古の全般的な注意事項については埼玉弓連で定めたガイドラインを準用することとします。

1 全般

- 弓道教室初日に（または事前に）感染防止の為、守らなくてはならない諸事項を教室生に伝達する（道場ごとに作成した手引きを配布し、内容を説明する）。
- 感染が発生した場合に備え、参加者名簿及び出席簿を教室終了後1か月間保存する。
- 毎回、講師・教室生全員の健康観察（検温と体調の確認、身近に感染者及び濃厚接触者がいるかどうかの確認）を行う。無断で欠席した教室生に対しては講師が電話等で状況を確認する。
- 講師・教室生が教室期間中及び教室終了後2週間以内に新型コロナウイルスに感染した場合は、道場責任者が支部長に報告する。支部長は埼玉弓連理事長に報告する。

道場責任者は弓道教室会場の施設管理者および施設を管轄する保健所に報告する。なお、道場責任者は事前に上記連絡先を確認しておく。

- 教室期間中に感染者が発生した場合は次回の教室は中断し、再開にあたっては保健所・施設と協議してその指示に従う。
- 募集する教室生の数は三密を避けることができる人数とする。
- 昼食時に三密が発生しやすいことに留意し、教室は午前または午後の開催とする。

2 備品等の準備について（感染状況、道場の特徴により工夫する）

- 非接触型体温計 1 個
- 手洗浄用消毒液 必要個数
- 除菌スプレー 必要個数
- 消毒ペーパー 必要個数
- 矢拭きタオル 土を落とすものと消毒をするもの
- 予備マスク 数枚
- 予備フェイスシールド 講師が使用する個数（共用不可）
- ゴム手袋 数双（ごみ処理等の際も使用）
- その他必要となる物品

3 会場について（感染状況、道場の特徴により工夫する）

- 会場入口に 1 個、道場出入口に 2 個、看的場に 2 個、手洗入口に 2 個の手洗浄用消毒液を置く。
- とりわけトイレは感染源になりやすいことに留意して石けん・ペーパータオル・消毒液等を準備するとともにドアの取手等はこまめに消毒をする。
- 会場内のすべてのドアの取手等の消毒を開始前・終了後に行う。
- 使用する（使用した）備品は必ず使用前・使用後に消毒を行う。
- 会場の換気に気を配る。

4 更衣室の使い方について（感染状況、道場の特徴により工夫する）

- 原則として、受講者は自宅で着替えを済ませ、更衣室は使用しないものとする。
- 電車等での移動のためやむを得ない場合は、更衣室利用可とする。その際、更衣室の広さを考慮し、同時に利用する人数を定める。複数人が同時に更衣室を利用する際はマスクを着用し会話は慎む。
- 可能であれば更衣室の換気には十分注意する。（窓の開放等）

5 開校式・閉校式について（感染状況、道場の特徴により工夫する）

- 講師、司会、教室生の並ぶ位置はソーシャルディスタンスを保つ。
- 主任講師の挨拶での立つ位置と教室生の最前列の位置を2m以上離す。
- 教室生の相互の距離間隔は2m以上離す。
- 開校式・閉校式時は、全員マスク着用とする。

6 教室を行っている際の注意事項について（感染状況、道場の特徴により工夫する）

- 弓・矢・弾などの弓具の共有は行わない。
- 教室生は射を行うとき以外は常にマスクを着用する。
- 講師はマスクを着用する。お互いにマスクを着用している場合は感染リスクは低いですが、教室生がマスクを着用していない場合は感染リスクがより高くなるので、熱中症の心配のない時期にあたってはフェイスシールドの併用も考慮する。
- 準備体操は、相互の間隔を2m以上確保する。
- 講師が教室生を指導する場面を除き、相互の間隔は原則として2m以上確保する。的間隔は1.8m以上とする。
- 矢取りの前後で手指消毒を行う。必要があると判断した時は矢の消毒を行う。

6 後片付け、清掃について（感染状況、道場の特徴により工夫する）

- 作業中はマスクを着用するとともに、ソーシャルディスタンスを確保する。
- 安土整備は、的の数の人数を超えないこととし、5～6人で行う。
- 的張りは、3～4名で行う。
- 触れた箇所を除菌ペーパーで消毒する。
- 会場内のすべてのドアの取手等の消毒を行う。
- 自分のゴミは、必ず自分で持ち帰る。
- 終了後は、速やかに解散する。

7 その他

- 上記以外に道場ごとに必要な事項は事前に確認し、講師間で共有しておく。